



(監理支援機関許可の施行日前申請のご案内)

令和9年4月1日から育成就労制度が始まります。

◎制度施行に先立ち、令和8年4月15日(水)から監理支援機関の許可の申請(施行日前申請)を受け付けます。

- ・申請先は機構本部審査課分室です。
監理団体の許可申請とは宛先が異なるためご注意ください。
※宛先については3月末に機構ホームページで周知する予定です。



- ・多数の申請が集中することが予想されます。
施行日以降早期に監理支援事業を行うことを希望する場合は、
監理支援事業を行う6か月以上前までに申請いただくことを強く推奨します。
例えば、施行日(令和9年4月1日)から監理支援事業を行うことを希望する場合は、
令和8年9月30日までに申請していただくようお願いします。
- ・許可証については、令和9年4月以降に郵送することを予定しています。
(一部、令和8年8月31日までの申請については、令和9年3月に郵送することがあります。)

【施行日前申請の注意事項】

機構の調査、主務省庁の内容確認等の手続きは受付順に行いますが、申請書の記載不備や提出すべき書類の不足等、申請内容に不備があった場合は順番が前後することとなるほか、不備を解消するために時間を要するため手続きが遅延し、ご希望の時期までに結果が出ないことがあります。
おって機構のホームページに掲載する「**監理支援機関の許可申請手続【施行日前申請用】**」及び「**監理支援機関許可申請に係る提出書類一覧・確認表**」をよくお読みいただき、**しっかり確認した上で申請するようお願いします。**

※育成就労計画の認定申請に関しては別途のご案内となります。

○今後の予定

監理支援機関の許可申請にかかるQ&A、申請書等の様式及び記載例、提出書類一覧などを機構ホームページに掲載する予定です。



外国人技能実習機構ホームページ
https://www.otit.go.jp/employment_for_skill_development/index.html

○「育成就労制度(制度の概要や重要なお知らせ)」

育成就労制度に関する情報は、こちらの二次元コードからご確認ください。



育成就労制度ホームページ
<https://www.moj.go.jp/isa/applications/index.00005.html>

○監理支援機関の許可申請についてのご質問はお電話でご相談ください。

監理支援機関の許可申請に関するコールセンター番号
0570-011-300



～お願い～

監理支援機関の許可申請に関しては機構地方事務所・支所ではなく、コールセンターにご連絡いただきますようお願いします。